

○関西大学ティーチング・アシスタント規程

平成25年2月28日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）が雇用するティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）について必要な事項を定めるものとする。ただし、この規程に定めのない事項については、学校法人関西大学定時事務職員就業規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) TA 次条に規定する業務を行う者をいう。
- (2) 担任者 TAの勤務を管理する者をいう。ただし、担任者には、授業を担当しない教育職員も含む。

(業務内容)

第3条 TAは、担任者の責任の下で次に定める業務を行う。

- (1) 専門知識に基づく学習者に対する助言
- (2) 実験・実習科目等における教育の補助
- (3) その他教育効果を高めることにつながる業務の補助

(資格)

第4条 TAとなることができる者は、原則として本学大学院生とする。ただし、TAを選考する学部・学科、研究科・専攻等が認めた場合は、この限りでない。

(雇用)

第5条 TAは、所定の手続を経て、定時事務職員として雇用される。

(通勤手当)

第6条 TAの通勤手当は、通学定期券の発行を受けることのできる区間で勤務する場合は支給しない。

(ガイドライン)

第7条 TAの活用については、授業におけるティーチング・アシスタント活用に関するガイドラインに定める。

(研修)

第8条 TAは、業務の遂行に必要な研修を受けるものとする。

(遵守義務)

第9条 TAは、この規程、授業におけるティーチング・アシスタント活用に関するガイドライン及び業務上の指示命令を遵守し、誠実に業務を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第10条 担任者はTAに対して、次に掲げる事項に該当する業務をさせてはならない。

- (1) 教育効果の促進とは無関係の業務
- (2) 担任者の管理下にない業務
- (3) 成績評価に直接関わる業務
- (4) 担任者の秘書的業務
- (5) その他大学が禁止事項と定める業務

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、授業支援グループの所管とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育開発支援センター委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。